

環境にやさしい農業への支援

化学農薬の使用低減などの環境にやさしい農業を行う農業者に対して、環境にやさしい農業を実施するための費用の一部を補助します！

加須市環境にやさしい農業推進事業補助金

土壌環境や生物多様性の保全などの農業生態系を守るとともに、持続可能な農業を推進するため、化学農薬や化学合成肥料の使用を低減する「環境にやさしい農業」に取り組む農業者に対して、補助対象資材の購入費用の一部を補助します。

申請受付期間

令和8年4月20日（月）から
令和9年1月29日（金）まで

補助金の概要

補助対象者等	以下の要件に該当する農業者が対象です。 <ul style="list-style-type: none">○ 加須市内に住所を有する個人又は事業所を有する法人等（共同経理を行う任意組織を含みます。）○ 申請年度に環境保全型農業直接支払交付金（又は同様の補助金）の交付を受けていないこと○ 加須市内の農地で出荷・販売を目的に農産物を栽培する者○ 前年度までに納期が到来した市税の滞納がないこと など
補助対象経費	① 生分解性マルチフィルム（日本バイオプラスチック協会が定める生分解性プラマーク取得製品に限ります。）の購入費用 ② 緑肥作物種子（子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元するものに限ります。）の購入費用 ③ 交信かく乱剤又はフェロモン剤の購入費用 ※ いずれも新品で購入したものに限り、消費税及び地方消費税相当額は除きます。
補助金額	① 補助対象経費の2分1の額又は20,000円のいずれか低い額（1,000円未満切り捨て） ② 補助対象経費の2分1の額又は15,000円のいずれか低い額（1,000円未満切り捨て） ③ 補助対象経費の2分1の額又は20,000円のいずれか低い額（1,000円未満切り捨て）
その他	○ 有機農業や化学農薬・化学合成肥料の使用を低減した農業に対する補助金のご案内 国の「環境保全型農業直接支払交付金」を活用して、有機農業や化学合成肥料を使用を低減した農業をやってみませんか。有機農業等を行った農業者に対して、実施面積に応じて交付金が支払われる仕組みとなっております。 交付を受けるには、有機農業等を行う農業者で結成された「加須市環境保全型農業推進協議会」に加入する必要があります。協議会で有機農業等に関する研修やほ場見学も行ってありますので、ご興味のある方は農業振興課までお問い合わせください。 環境保全型農業直接支払交付金についてはこちらをご確認ください → (国ホームページにリンクします)



【申請先・お問い合わせ先】

加須 地域：加須市経済部農業振興課
騎西 地域：騎西総合支所農政建設課
北川辺地域：北川辺総合支所農政建設課
大利根地域：大利根総合支所農政建設課

☎0480-62-1111（代表）
☎0480-73-1111（代表）
☎0280-61-1206（直通）
☎0480-72-1321（直通）



加須市公式HPへ